

職場の同僚にお渡しください。

茨高教組 通信

21年度第3号

「確認書」のヒアリング結果

入試採点問題に関して、複数の分会(職場)から「管理職が確認書を出すよう説明している」との連絡が寄せられています。

県教委に提出目的を確認した所、「県教委の担当者が入試の採点誤りの関係職員に聞き取りを行っており、それが終了したことの確認や、対象者にもれなく聞き取りしたことを確認するために5/12までの提出をお願いしている」との説明でした。

ただし、確認書の記載例では「採点誤りに関する認識(反省)」の記入を促し「今後このようなことがないように注意してまいります」と例示しているため、“提出しない場合”について尋ねた所、「それは想定していない」との回答でした。

また、処分との関係については「それが目的ではないが、関係はゼロではない」と曖昧な回答であり、確認書提出に係る各校長への通知文等については「それは無い」「昨日の校長会で説明済み」との回答だったため、本日受けたすべての回答を踏まえ、執行委員会として今後の対応を協議していきます。

調査改善委員会の「提言」を受け、4/30に提出した要求事項

1. 教職員に採点業務を課す法的根拠を明らかにすること。
2. 教育長による「現場に気の緩みがあったのかもしれない」との発言を撤回すること。
3. 不当に教職員を処分しないこと。
4. 部分点や複数解が生じるような記述式(長文)による出題をやめること。
5. 長時間にわたる2系統による採点方式は導入しないこと。
6. 通常の勤務時間を超えたり、週休日を振り替えて6日以上連続勤務になるような採点日程を組まないこと。
7. 教諭、常勤講師以外の職員(非常勤講師、事務職員等)や外部の人材(教員OB)に採点業務を拡大しないこと。